

平成 2 1 年

第 2 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市民菜園条例の一部改正について

函館市民菜園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市民菜園条例の一部を改正する条例

函館市民菜園条例（平成 1 6 年函館市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 菜園の使用の許可および制限に関すること。

第 1 4 条第 3 項中「前条」を「第 5 条、第 6 条、第 1 0 条および前条」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

空港ふれあい菜園の使用の許可および制限に関する業務を指定管理者に行わせることとするため